

岐阜県公報

目次

岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高齢福祉課)	(高齢福祉課)	五
岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	(障害福祉課)	五
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(公共建築住宅課)	(公共建築住宅課)	六
岐阜県図書館条例	(社会教育文化課)	七
岐阜県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(スポーツ健康課)	(スポーツ健康課)	九
岐阜県マリンスポーツセンター条例を廃止する条例	(同)	十

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第三六号)
- 一 岐阜県税条例に関する事項
- 1 課税の適正化を図る観点等から、申告書の不提出等に係る過料の上限の引上げを行うこととした。(第三六条、第四七条、第五〇条、第五九条の二、第五九条の五、第六〇条の九の二、第六八条の二、第八一条、第八三条、第九一条、第九二条の二、第一一四条及び第一二三条関係)
- 2 県民税
- 肉用牛の売却所得に係る所得割の課税の特例について、見直しを行ったうえ、その適用期限を三年延長することとした。(附則第五条関係)
- 3 自動車取得税
- 一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税措置について、その対象となる路線を指定するための規定の整備を行うこととした。(附則第二二条の二関係)
- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 岐阜県乗鞍環境保全税条例に関する事項
- 課税の適正化を図る観点等から、納税管理人に係る不申告に関する過料の上限の引上げを行うこととした。(第一二条関係)
- 三 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三七号)
- 一 「介護保険法」の一部改正に鑑み、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料を廃止することとした。(別表第一及び別表第一関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

号外(一) 平成二十三年 十月十二日

条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第四号中「第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる」を「第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する」に改め、同条第五号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

第二十七条第一項ただし書中「第三十七条の二」を「第三十七条の二第一項(同項第四号に掲げる寄附金(租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。))に係る部分を除く。及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第十八条第一項第一号の者は、法第三十七条の二第二項(同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、施行規則第二条の二第三項に規定するところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、法第三百七十七条の二第五項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第三十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条中「第三十九条第三号」を「第三十九条第一号」に改める。

第四十七条第一項及び第五十条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十三条第七項中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改め、同条第十項中

一 「障害者基本法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)

一 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十三年一〇月二〇日から施行することとした。

岐阜県図書館条例(条例第四〇号)

一 岐阜県図書館の研修室等を貸出施設とすることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

岐阜県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

一 「スポーツ基本法」の施行に伴い、岐阜県スポーツ推進審議会に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜マリンスポーツセンター条例を廃止する条例(条例第四二号)

一 岐阜マリンスポーツセンターを廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

「第三十九条の二の三」を「第三十九条の二の二」に改める。
第五十五条第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第一項」に改める。

第五十八条の五第一項中「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に改める。

第五十八条の六第一項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改める。
第五十九条の二第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第五十九条の五中「三万円」を「十万円」に改める。
第六十条の九の次に次の一条を加える。

(県たばこ税に係る不申告に関する過料)

第六十条の九の二 県たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第六十条の七第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の規定により過料を科する場合において、過料の額は状況により知事が定め、その理由を示し、規則で定める通告書により義務者に通告する。

3 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から十日以内とする。

第六十八条の次に次の一条を加える。
(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第六十八条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第六十六条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の規定により過料を科する場合において、過料の額は状況により知事が定め、その理由を示し、規則で定める通告書により義務者に通告する。

3 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から十日以内とする。

第八十一条第一項中「おいてその者」を「おいては、その者」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第八十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「前項」の下に

「又は第九十二条の二」を加え、同条第三項中「第一項の」を削り、「発付の日」を「発付の日」に改める。

第九十二条の二中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百一条第一項第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第六十一条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

第一百四十四条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。
第一百五十五条及び第一百六十六条を次のように改める。

第一百五十五条及び第一百六十六条 削除
第二百三十三条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第七条第四項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第五項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第六項」に改め、同条第五項中「附則第七条第十項」を「附則第七条第七項」に、「附則第七条第十二項」を「附則第七条第八項」に改め、同条第六項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に、「附則第七条第十三項」を「附則第七条第九項」に、「附則第十四項」を「附則第七条第十項」に改め、同条第八項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に、「附則第十三条の二の十三第一項」を「附則第十三条の二の十二第一項」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条第九項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条第十項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第十四項」に改め、同条第十一項中「附則第三条の二の十九」を「附則第三条の二の十五」に改め、同条第十三項中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条第十四項中「農業近代化資金で施行令で定める」を「農業近代化資金で施行令附則第七條第十七項に規定する」に、「漁業近代化資金で施行令で定める」を「漁業近代化資金で施行令附則第七條第十七項に規定する」に、「施設で施行令で定める」を「施設で施行令附則第七條第十八項に規定する」に改め、同条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の

第四第一項」に改め、同条第十六項中「をいう。」で施行令で定める」を「をいう。」で施行令附則第七條第十九項に規定する」に、「部分で施行令で定める」を「部分で施行令附則第七條第二十項に規定する」に改める。

附則第七條の四第一項中「施行規則で定める」を「施行規則附則第三條の二十九に規定する」に改め、同条第四項中「附則第三條の二十」を「附則第三條の二十」に、「附則第九條の三第一項」を「附則第九條の二第一項」に改め、同条第七項中「をいう。」で施行令で定める」を「をいう。」で施行令附則第九條の三第一項に規定する」に、「第三十九條の二の四第一項」を「第三十九條の二の三第一項」に、「部分で施行令で定める」を「部分で同条第二項に規定する」に改める。

附則第十二條の二の三中「附則第十二條の二第四項から第七項まで」を「附則第十二條の二の二第四項から第七項まで」に改め、同条を附則第十二條の二の四とする。

附則第十二條の二の二を附則第十二條の二の三とする。
附則第十二條の二第一項中「附則第十二條の二の三」を「附則第十二條の二の四」に改め、同条第二項中「附則第十二條の二の三第一項」を「附則第十二條の二の四第一項」に、「及び附則第十二條の二の三」を「及び附則第十二條の二の四」に改め、同条第三項第一号中「附則第十二條の二の三において」を「附則第十二條の二の四において」に、「附則第十二條の二の三第一項第一号」を「附則第十二條の二の四第一項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二條の二の三第二項」を「附則第十二條の二の四第二項」に改め、同条第八項中「附則第十二條の二の三第一項若しくは第二項」を「附則第十二條の二の四第一項若しくは第二項」に改め、同条を附則第十二條の二の二とし、附則第十二條の次に次の一条を加える。

(法附則第十二條の二の二第一項に規定する条例で定める路線)

第十二條の二 法附則第十二條の二の二第一項に規定する条例で定める路線は、国が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線とする。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項ただし書中「租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動促進法第二條第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人」に改める。

(岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十年岐阜県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後」を「岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年岐阜県条例第三十六号)による改正後」に、「及び第五号中「第四十一條の十八の三」を「中「第四十一條の十八の二第二項」に、「第四十一條の十八の三並びに」を「第四十一條の十八の二第二項及び」に改め、「平成二十年法律第二十三号」の下に「。以下「所得税法等改正法」という。」を加え、「同法」を「所得税法等改正法」に、「とする」を「と、同条第五号中「同条第三項」とあるのは「同条第三項及び所得税法等改正法附則第五十五條の規定によりなおその効力を有することとされる所得税法等改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十八の二第一項」とする」に改める。

(岐阜県乗鞍環境保全税条例の一部改正)

第四条 岐阜県乗鞍環境保全税条例(平成十四年岐阜県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県税条例附則第七條第十五項の改正規定 平成二十三年十一月三十日

二 第一条中岐阜県税条例第三十六條第一項、第四十七條第一項、第五十條、第五十九條の二第一項及び第五十九條の五の改正規定、同条第六十條の九の次に一条を加える改正規定、同条第六十八條の次に一条を加える改正規定並びに同条第八十一條第一項、第八十三條、第九十一條、第九十二條の二、第百十四條第一項及び第百二十三條第一項の改正規定、第四條の規定並びに附則第八項の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

三 第一条中岐阜県税条例第二十二條及び第二十七條の改正規定、第三條の規定並びに次項の規定 平成二十四年一月一日

四 第二条の規定及び附則第四項から第六項までの規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中岐阜県税条例附則第五條の改正規定及び附則第三項の規定 平成二十五

年一月一日

六 第一条中岐阜県税条例附則第七条第六項の改正規定（附則第七条第十三項を「附則第七条第九項」に改める部分及び「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十項」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定（附則第三条の二十の十三第一項を「附則第三条の二十の十二第一項」に改める部分及び「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十一項」に改める部分を除く。）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日

七 第一条中岐阜県税条例附則第七条第十六項及び附則第七条の四第七項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年十月二十日）
（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例第二十七条第一項及び第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例附則第五条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の岐阜県税条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の岐阜県税条例第二十七条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号。以下「非営利活動法改正法」という。）附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人（非営利活動法改正法附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）に対する非営利活動法改正法附則第九条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第二条の規定による改正後の岐阜県税条例第二十一条第四号及び第五号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同条の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、非営利活動法改正法による改正後の特定非

営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、第二条の規定による改正後の岐阜県税条例第二十七条の規定を適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）
7 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例附則第十二条の二の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。（罰則に関する経過措置）

8 附則第一項第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三六の表十二の項及び十三の項を削る。

別表第二二の項第四号及び第五号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

岐阜県障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の四の項第一号から第三号までを次のように改める。

1 第五条第一項の規定によりサービスタ付き高齢者向け住宅事業の登録をすること。

2 第五条第一項の規定により前号の登録の更新をすること。

3 第七条第三項の規定により第一号の登録（前号の登録の更新を含む。次号から第六号までにおいて同じ。）をした旨を通知すること。

別表第一五十の四の項第六号を削り、同項第十二号中「第二十七条第一項又は第二

項」を「第三十八条第一項又は第二項」に、「前号」を「指定登録機関」に改め、「登録

事務の」の下に「全部若しくは一部の」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第十

一号中「第二十六条」を「第三十七条第一項」に、「許可等」を「許可」に改め、同号

を同項第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 法第三十七条第二項の規定により前号の許可をした旨を公示すること。

別表第一五十の四の項第十号中「第二十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、

「又は立入検査」を「立入検査等」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第九号

中「第二十四条」を「第三十五条」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第八号中

「第二十二号」を「第三十三号第一項」に、「認可等」を「認可」に改め、同号を同項

第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

24 法第三十三条第三項の規定により登録事務規程を変更すべきことを命ずること。
別表第一五十の四の項第七号中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、
同号を同項第十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

20 法第三十一条第一項の規定により指定登録機関の名称等を公示すること。

21 法第三十一条第二項の規定により指定登録機関の名称等の変更の届出を受けるこ
と。

22 法第三十一条第三項の規定により前号の届出があった旨を公示すること。

別表第一五十の四の項第五号中「第十四条第一項から第三項まで」を「第二十六条第

一項又は第二項」に、「第一号」を「登録事業」に、「取り消し、その旨の通知をする

を」取り消す」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

16 法第二十六条第三項の規定により前号の取消しをした旨を通知すること。

17 法第二十七条第一項の規定により登録事業者の所在不明等の事実を公告すること。

18 法第二十七条第一項の規定により登録事業者の登録を取り消すこと。

別表第一五十の四の項第四号中「第十三条第一項から第三項まで」を「第二十五条」

に、「訂正等の申請を」を「訂正を申請」に、「又は基準」を「基準」に改め、「とる

べきこと」の下に「又は是正のために必要な措置をとるべきこと」を加え、同号を同項

第十四号とし、同項第三号の次に次の十号を加える。

4 法第七条第四項の規定により第一号の登録の申請が同条第一項の基準に適合しな
い旨を通知すること。

5 法第八条第一項の規定により第一号の登録を拒否すること。

6 法第八条第二項の規定により第一号の登録を拒否した旨を通知すること。

7 法第九条第一項の規定により登録事項等の変更の届出を受けること。

8 法第九条第三項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定によ
り登録事項の変更の登録をすること。

9 法第十条の規定により登録簿を一般の閲覧に供すること。

10 法第十一条第三項の規定により登録事業者の地位の承継の届出を受けること。

11 法第十二条第一項又は第二項の規定により廃業等の届出を受けること。

12 法第十三条第一項の規定により登録事業の登録を抹消すること。

13 法第二十四条第一項の規定により報告徴収、立入検査等を行うこと。

別表第一五十の四の項に次の三号を加える。

30 法第三十八条第三項の規定により前号の取消しをした旨又は停止を命じた旨を公

示すること。

31 法第三十九条第一項の規定により登録事務の全部又は一部を自ら行うこと。

32 法第三十九条第二項の規定により登録事務を行う旨又は行っている登録事務を行わない旨を公示すること。

別表第一五十四の四の項市町村又は広域連合の欄中「岐阜市、大垣市」を「大垣市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年十月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県図書館条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県図書館条例

(設置)

第一条 県民の教育と文化の発展に寄与するため、岐阜市に岐阜県図書館(以下「図書館」という。)(を設置する。

(使用の許可等)

第二条 別表に掲げる施設(以下「研修室等」という。)(を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、研修室等を使用させることが図書館の管理上適当でないと認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「研修室等の使用者」という。)(は、別表に定める額の使用料を納入しなければならない。

4 第一項の許可には、図書館の管理上必要な条件を付けることができる。(使用許可の取消し等)

第三条 教育委員会は、研修室等の使用者に対して図書館の管理上必要な指示をすることができる。

2 教育委員会は、研修室等の使用者が次の各号の一に該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は研修室等の使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 許可の内容又は条件に違反したとき。

三 前項の規定による指示に従わなかったとき。

四 詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の納入方法等)

第四条 使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

2 納入した使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復義務)

第五条 研修室等の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに研修室等を原状に回復しなければならない。第三条第二項の規定により研修室等の使用の許可を取り消された場合においても、同様とする。

(遵守義務)

第六条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、研修室等の使用者が第一条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う

為は、この限りでない。

- 一 図書館の施設及び設備並びに図書館資料を毀損し、又は汚損しないこと。
 - 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
 - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
 - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項
- 2 教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、図書館から退去することを命ずることができる。

(図書館協議会)

第七条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、図書館に岐阜県図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第八条 協議会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第九条 協議会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第十条 協議会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十一条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(過料)

第十二条 第三条第二項の規定による停止の命令又は第六条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(岐阜県図書館協議会条例の廃止)

2 岐阜県図書館協議会条例(平成十四年岐阜県条例第二十四号)は、廃止する。

(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

3 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条」を削る。
第二条の表岐阜県図書館の項を削る。

別表(第二条関係)

特別会議室	区分		金額(円)	
	研修室		午前	午後
	全部使用	一部使用	夜間	午前及び午後
平日	平日	平日	二〇〇〇	四一〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	二〇〇〇	四一〇〇
土曜日、日曜日及び休日	平日	平日	二五〇〇	二五〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	二五〇〇	二五〇〇
平日	平日	平日	二六〇〇	六二〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	二六〇〇	六二〇〇
土曜日、日曜日及び休日	平日	平日	二八〇〇	六七〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	二八〇〇	六七〇〇
平日	平日	平日	二八七〇	八七〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	二八七〇	八七〇〇

多目的 ホール	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日
	五九〇〇	七一〇〇	七〇〇〇	九四〇〇	二七〇〇	二八〇〇
多目的 小ホール	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日
	二一〇〇	二五〇〇	二五〇〇	三、八〇〇	二一〇〇	二六〇〇
企画展示室	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合		
	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日
	二七〇〇	五八〇〇	二七〇〇	二、二〇〇	二七〇〇	二、二〇〇
全日 三、五〇〇						

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 午前 午前十時から正午までをいう。
 - ロ 午後 午後一時から午後五時までをいう。
 - ハ 夜間 午後五時三十分から午後七時三十分までをいう。
 - ニ 午前及び午後 午前十時から午後五時までをいう。
 - ホ 午後及び夜間 午後一時から午後七時三十分までをいう。
 - ヘ 全日 午前十時から午後七時三十分までをいう。ただし、企画展示室の土曜日、日曜日及び休日の使用にあつては、午前十時から午後五時までをいう。
 - ト 休日 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
 - チ 平日 月曜日から金曜日まで（休日を除く。）をいう。
- リ 入場料 入場料金、会費、会場整理費その他名目のいかなを問わず、入場者

岐阜県条例第四十一号

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

五 使用料の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

ホ 使用時間区分の夜間に接続して午後七時三十分後の時間帯を使用する場合

乗じて得た額とする。

ニ 使用時間区分の夜間に接続して午後五時から午後五時三十分までの時間帯を使用する場合

乗じて得た額とする。

ロ 使用時間区分の午後に接続して正午から午後一時まで又は午後五時から午後

五時三十分までの時間帯を使用する場合

三十分につき、この表に定める午後

の使用料の額に〇・一五を乗じて得た額とする。

ハ 使用時間区分の夜間に接続して午後五時三十分までの時間帯を使用する場合

三十分につき、この表に定める午後

の使用料の額に〇・一五を乗じて得た額とする。

ニ 多目的ホール又は企画展示室を専ら準備又は撤去のために使用する場合の使

用料の額は、この表に掲げる額に〇・五を乗じて得た額とする。

四 やむを得ない理由により、使用時間区分以外の時間に使用する場合の使用料の

額は、次のとおりとする。

イ 使用時間区分の午前に接続して午前十時前の時間帯を使用する場合

三十分

（当該使用時間に三十分を満たさない端数があるときは、その端数を三十分とし

て計算する。以下同じ。）につき、この表に定める午前の使用料の額に〇・三

を乗じて得た額とする。

ロ 使用時間区分の午前に接続して正午から午後一時までの時間帯を使用する場

合

三十分につき、この表に定める午前の使用料の額に〇・一五を乗じて得た

額とする。

ハ 使用時間区分の午後に接続して正午から午後一時まで又は午後五時から午後

五時三十分までの時間帯を使用する場合

三十分につき、この表に定める午後

の使用料の額に〇・一五を乗じて得た額とする。

ニ 使用時間区分の夜間に接続して午後五時から午後五時三十分までの時間帯を

使用する場合

三十分につき、この表に定める夜間の使用料の額に〇・一五を

乗じて得た額とする。

ホ 使用時間区分の夜間に接続して午後七時三十分後の時間帯を使用する場合

三十分につき、この表に定める夜間の使用料の額に〇・三を乗じて得た額とす

る。

五 使用料の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

